



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
3月26日  
号外(7)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

## 監査委員公告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月26日

滋賀県監査委員	清水	鉄次
〃	奥	博
〃	村尾	慎哉
〃	河瀬	隆雄

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

#### 1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

#### 2 監査等の対象

令和5年度の財務事務の執行およびその他の事務の執行を主たる対象とするが、事業内容・処理状況により、令和4年度の監査で対象としていない事務についても対象とした。

#### 3 監査等の着眼点

##### (1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

##### (2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

#### 4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査実施対象機関名および監査実施年月日

監査実施対象機関名	監査実施年月日
-----------	---------

消防学校	令和6年2月1日
政策研修センター	令和6年2月2日
美術館	令和6年2月15日
琵琶湖環境科学研究センター	令和6年2月15日
琵琶湖博物館	令和6年2月15日
精神保健福祉センター	令和6年2月15日
食肉衛生検査所	令和6年2月15日
動物保護管理センター	令和6年1月18日
中央子ども家庭相談センター	令和6年2月15日
彦根子ども家庭相談センター	令和6年1月15日
大津・高島子ども家庭相談センター	令和6年1月19日
平和祈念館	令和6年2月15日
総合保健専門学校	令和6年2月15日
看護専門学校	令和6年1月23日
衛生科学センター	令和6年2月15日
リハビリテーションセンター	令和6年2月15日
近江学園	令和6年2月15日
淡海学園	令和6年1月11日
計量検定所	令和6年2月15日
工業技術総合センター	令和6年2月15日
東北部工業技術センター	令和6年2月15日
高等技術専門校	令和6年1月23日
男女共同参画センター	令和6年2月15日
病虫害防除所	令和6年2月15日
家畜保健衛生所	令和6年2月15日
農業技術振興センター	令和6年2月15日
畜産技術振興センター	令和6年2月15日
水産試験場	令和6年2月15日
総合教育センター	令和6年2月15日
びわ湖フローティングスクール	令和6年1月19日
図書館	令和6年1月31日
河瀬中学校	令和6年2月1日
守山中学校	令和6年1月16日
水口東中学校	令和6年2月15日
膳所高等学校	令和6年2月15日
大津清陵高等学校	令和6年2月15日
大津清陵高等学校馬場分校	令和6年2月15日
堅田高等学校	令和6年1月29日
東大津高等学校	令和6年2月15日
北大津高等学校	令和6年2月15日
大津高等学校	令和6年2月15日
石山高等学校	令和6年2月15日
瀬田工業高等学校	令和6年2月15日
大津商業高等学校	令和6年2月15日
彦根東高等学校	令和6年2月15日
河瀬高等学校	令和6年2月1日
彦根工業高等学校	令和6年2月15日
彦根翔西館高等学校	令和6年1月15日
長浜北高等学校	令和6年2月6日
虎姫高等学校	令和6年2月15日

伊香高等学校	令和6年2月15日
長浜農業高等学校	令和6年2月15日
長浜北星高等学校	令和6年2月15日
八幡高等学校	令和6年1月22日
八幡工業高等学校	令和6年2月15日
八幡商業高等学校	令和6年1月22日
草津東高等学校	令和6年2月15日
草津高等学校	令和6年2月15日
玉川高等学校	令和6年2月15日
湖南農業高等学校	令和6年2月15日
守山高等学校	令和6年1月16日
守山北高等学校	令和6年2月15日
栗東高等学校	令和6年1月16日
国際情報高等学校	令和6年2月15日
水口高等学校	令和6年1月11日
水口東高等学校	令和6年2月15日
甲南高等学校	令和6年2月15日
信楽高等学校	令和6年2月15日
野洲高等学校	令和6年2月2日
石部高等学校	令和6年1月18日
甲西高等学校	令和6年2月15日
高島高等学校	令和6年2月5日
安曇川高等学校	令和6年2月5日
八日市高等学校	令和6年2月15日
能登川高等学校	令和6年2月15日
八日市南高等学校	令和6年2月15日
伊吹高等学校	令和6年1月23日
米原高等学校	令和6年2月15日
日野高等学校	令和6年1月11日
愛知高等学校	令和6年2月15日
盲学校	令和6年2月15日
聾話学校	令和6年2月15日
北大津養護学校	令和6年2月15日
北大津高等養護学校	令和6年2月15日
鳥居本養護学校	令和6年2月15日
長浜養護学校	令和6年2月15日
長浜北星高等養護学校	令和6年2月15日
草津養護学校	令和6年1月31日
守山養護学校	令和6年2月15日
甲南高等養護学校	令和6年2月15日
野洲養護学校	令和6年2月2日
三雲養護学校	令和6年1月18日
新旭養護学校	令和6年2月15日
八日市養護学校	令和6年1月22日
愛知高等養護学校	令和6年2月15日
甲良養護学校	令和6年2月1日
大津警察署	令和6年1月19日
草津警察署	令和6年2月15日
守山警察署	令和6年1月16日
甲賀警察署	令和6年2月15日

近江八幡警察署	令和6年2月15日
東近江警察署	令和6年2月15日
彦根警察署	令和6年1月15日
米原警察署	令和6年2月15日
長浜警察署	令和6年2月15日
木之本警察署	令和6年2月15日
高島警察署	令和6年2月15日
大津北警察署	令和6年1月29日

(注1) 令和6年2月2日(政策研修センター)および令和6年2月15日(伊香高等学校、長浜北星高等学校、長浜北星高等養護学校を除く)の監査実施は書面監査による。

(注2) なお、総務部長の職務に係る事項の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、河瀬隆雄監査委員を除外した。

## 5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

### (i) 野洲養護学校

特別支援教育就学奨励費について、就学奨励費システムでの処理を誤り、不正確な所得情報に基づき支給額の決定を行ったことにより就学奨励費の支給額の一部に誤りが生じたことで、本来支払われるべき費用が正しく支給されず、保護者等に不利益を生じさせている事例が認められたので、今後は支給事務やシステムの操作方法の確認を徹底するなど、適正な事務の執行を徹底されたい。

## 6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

### (i) 定員充足の取組について(看護専門学校)

看護専門学校(以下「学校」という。)は、昭和49年の開校以来、令和5年3月末時点で合計2,280名の卒業生を輩出しており、卒業生は、湖北圏域を中心として、県内外の医療施設等で活躍している。

特に、令和4年度の卒業生63名のうち、約65%の41名が地元長浜市内の病院に就職しており、湖北圏域唯一の看護専門校として、湖北圏域における地域医療を支える存在として、大きな役割を果たしている。

一方、学校において、令和5年度は、定員80名に対して、入学者は58名となるなど、ここ数年、定員を充足していない状況が続いている。

こうした状況について、学校は「湖北圏域の高校生の減少や社会人入学希望者の減少などの要因により、受験者数は減少傾向にあり、学生確保は困難な状況にある」と分析されているが、学校が湖北圏域の地域医療に果たす役割等に鑑み、喫緊の課題と捉え、早急な対応が求められる。

現在、学校では、看護師国家試験における合格率100%を目指しており、一定の学力レベルを保つため、募集定員の約50%を占める推薦入試において、出願資格に「評定平均値が3.5以上ある者」などの要件を付されている。

しかし、将来、看護師になりたいという志のある学生に広く門戸を広げ、入学後、国家試験に合格できる力を身に付けていただき、本県、とりわけ湖北圏域の地域医療を支える実践的な人材を一人でも多く輩出するという使命感の下、こうした要件を見直すなど、学校運営に当たっていただくことも重要な視点と考えられる。

については、一般入試や推薦入試等の実施方法および受験資格の見直しや、毎年辞退者が一定数発生することなどについて、まずは要因分析を行うとともに、具体的な対応策を早急に検討されたい。

併せて、学校の魅力や強みをより多くの学生等に知っていただき、入学試験応募者の増加につなげるため、より効率的・効果的な情報発信に努められたい。

### (2) 職員の適正配置と効率的な指導体制の構築について(健康医療福祉部子ども・青少年局、淡海学園)

淡海学園(以下「学園」という。)は家庭寮形式の寮舎で、職員が児童と日常生活をともにしながら、生活指

導などを通じて自立を支援している児童福祉施設である。

従来の学園においては、児童福祉法第44条に基づき、「不良行為を行った児童」が入所対象とされていたが、平成9年の一部改正により、この要件に加えて、「家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童」が児童自立支援施設の入所対象となった。さらに、平成12年には児童虐待防止法が施行されたことから、措置されてくる児童の多くが被虐待児となっており、必要となる支援が複雑多様化している。

効果的な支援を行うためには個別的で、きめ細かく児童に関わる必要があり、専門的なケアを提供していくための機能強化が課題となっている。

学園の職員には、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第82条に基づく児童自立支援員（以下「自立支援員」という。）の資格が必要であり、これまで本県では、この資格要件を受験資格とする採用試験が実施され、専門職員としての継続的な人材育成が行われてきた。

平成30年度からは、喫緊の課題であった子ども家庭相談センターの児童福祉司の人材確保を主たる目的として「社会福祉」の試験区分（以下「福祉職」という。）が新たに設けられ、必要な受験資格を求めたうえで、子ども家庭相談センターのほか、健康福祉行政や児童福祉施設等における生活支援・自立支援等の福祉関係業務を幅広く職務内容とする採用試験が導入された。

このため福祉職の採用者の中には、「自立支援員」として勤務するために必要となる資格を持つ者も含まれていることから、学園には一定数の人員が配置されることとなり、「自立支援員」のみを対象とする従来の資格試験は、現在は欠員補充のために年度の後半に行われている状況である。

現在、学園に福祉職として採用されている20歳代の職員は6名であるが、学園での「自立支援員」としての経験年数はうち5名（新規採用3名含む。）が1年目、1名が2年目となっている。また、学園の指導係全体でも、7割を超える職員が20歳代、30歳代の若手職員となっている。

学園では、様々な特性がある入所児童に対する臨機応変な指導力が求められており、若手職員はじめ係員の指導能力の向上は喫緊の課題であると考えられる。

学園では、家庭寮形式の寮舎で生活を送ることは、「毎日の生活をいかに楽しく送るか、また周囲の人とよい雰囲気ですらすにはどんなことを心がけなければならないのか」といったことを学び、そのことは、将来健全な家庭生活と心地よい人間関係をつくり出すための基盤となる」としており、家庭的な雰囲気ですらすらとした支援を行うことが、学園の一つの理想の形であるとも考えられるのではないかと。

ついては、こうした学園の理想の形を実現するため、学園での仕事の魅力などをしっかり発信するとともに、他府県と同様、年度の早い時期に「自立支援員」の採用試験を定期的に行うことにより、安定した人材の確保に努められたい。

また、学園で豊富な経験を積んだ職員の適正配置に配慮し、若手職員等の指導能力の向上を図るなど、学園における、より効率的な指導体制を構築されたい。

### (3) 入校率の向上と実践的な人材の輩出について（商工観光労働部労働雇用政策課、高等技術専門学校）

高等技術専門学校（以下「専門学校」という。）については、令和2年度に実施した定期監査において、「入校者の更なる確保」を求める監査意見を付し、改善を求めているが、令和5年度の普通課程では定員30人に対して入校者数22人（入校率73.3%）、短期課程では定員215人に対して入校者数106人（入校率49.3%）に留まっている。

施設設備や指導職員等の経営資源は、定員に応じた規模で整備・配置されていることから、こうした状況は、経営資源の効率的・効果的な活用の観点から、重大な課題と考えられ、専門学校においては、このことを喫緊の課題と捉え、危機感を持って抜本的な対策に取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえて、県においては、近年における専門校の入校率の低迷や訓練機器の老朽化等、専門学校が抱える諸課題について、令和4年度に滋賀県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会における議論を経て、令和5年10月に答申を受けたところである。

現在、県においては、審議会からの答申をもとに、「求人・求職者双方のニーズに合った訓練科の再編」「訓練内容のデジタル化への検討」「専門学校から求職者等への情報発信の強化」など、入校率の向上につながる取組に係る検討を行っている。

ついては、県におかれては、審議会の答申を厳正に受け止め、専門学校と県庁担当課の更なる連携強化により、より実効的な取組を実施され、入校率の確実な向上につなげられたい。

また、審議会の答申で同校に求められている「しがの産業の将来を支える人材の育成」「しがの産業の今をけん引する人材の育成」「誰もが働き、活躍できる社会の実現に向けた多様な人材の活躍促進」などに着実に取り組まれ、実践的な人材の輩出に努められたい。

- (4) 中高一貫教育における成果検証と今後のあり方に係る検討について(教育委員会事務局高校教育課、河瀬中学校・河瀬高等学校、守山中学校・守山高等学校、水口東中学校・水口東高等学校)

本県においては、中等教育(中学校、高等学校等)の一層の多様性、複線化を推進するため、平成15年度から併設型中高一貫教育(以下「中高一貫教育」という。)校を設置し、多様な生徒が切磋琢磨しながら互いの知性と感性を磨き合うことなどにより、6年間の特色ある教育課程のもとで、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を展開している。

一方、平成9年6月の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」に係る中央教育審議会第二次答申(以下「答申」という。)のうち、「中高一貫教育の意義と選択的導入」の項目において、「留意すべき点とそれらへの対処に関する考え方」として、「生徒集団が中長期同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じることのないよう、『ゆとり』の中で、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて豊かな学習を行えるようにすることが必要。また、途中で転学を希望する生徒に対して十分に配慮していくことが必要」とされている。

今回の定期監査において、「高校進学時に他校に進学する生徒」や「人間関係が要因で不登校となる生徒・行きづらさを感じていると思われる生徒」が一定数存在している状況がうかがわれるなど、答申において懸念された状況が顕在化しつつあるなか、例えば、中学校からの内進生と高等学校から入学した生徒による混合のクラス編成等についての議論も必要ではないか。

併せて、少子化の進展による中学校卒業生数の減少など、中高一貫教育が開始された平成15年以降における社会情勢の変化や、全県的視野から各県立高等学校の魅力化の方向性を示した「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」が令和5年3月に策定され、今後各県立高等学校において魅力化の取組を推進されることなどの状況を踏まえて、中高一貫教育の実施から約20年を経過したことを契機に、県教育委員会においては、例えば、生徒や保護者、地域の中学校等の関係者を対象にアンケート調査を実施するなど、各校の現状等を丁寧に聴取し、中高一貫教育に係る当初の実施目的が達成されているかなど、その成果や課題等について、専門家も交えて総括を行い、今後のあり方について検討されたい。

- (5) 県立学校の部活動費に係る適正な会計処理の徹底について(教育委員会事務局教育総務課、能登川高等学校)

令和3年度に実施された包括外部監査において、監査対象の各学校で学校徴収金の取扱いについて、「学校徴収金取扱要領(以下「要領」という。)」および「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に基づかない事務処理等、学校徴収金に関して改善を要する事項等が多数報告された。

このうち、部活動費についても、「通帳が作成されていない」「決算書の審査・承認がなされていない」など、要領およびガイドラインで求められている事務処理等がなされていない事例が多数認められたところである。

こうした状況を踏まえて、県教育委員会においては、再度「学校徴収金会計担当者を対象とした研修の実施」や「会計担当者が作成した決算書を教頭および事務長が審査し、校長が承認するという手続きを経る」等を周知徹底するとともに、県立学校における部活動費の適切な会計処理などを徹底するため、令和5年4月に要領およびガイドラインを改正された。

こうした中、令和5年度に能登川高等学校において、令和3年度および令和4年度のボクシング部会計について、収入と支出に差が生じており、その一部の金銭の所在が不明となっている事案が判明した。

県教育委員会によると、「ボクシング部会計の執行管理を部顧問一人が行っていた」「収入支出に係る校長の決裁や会計報告など、学校徴収金の事務処理ルールが守られておらず、チェック機能が働いていなかった」ことなどが発生要因とされている。

改正後のガイドラインにおいては、学校徴収金のうち学校預かり金として部活動費が明記されたところであり、今後、各学校において、ガイドラインに基づくより適正な対応が求められる。

については、県教育委員会においては、今回の事案を厳粛に受け止め、部活動費に係る会計処理について、要領およびガイドラインに沿った取扱いを徹底されたい。

- (6) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業について(教育委員会事務局特別支援教育課)

当事業は、通学途上で医療的ケアが必要な児童生徒の通学について、看護師が同乗する車両で学校と自宅等の間を送迎し、医療的ケア児の通学送迎に係る保護者の負担の軽減を図るものである。

令和4年度の実績は、対象の児童生徒が居住する16市町と合計77名について委託契約が締結され、延べ330回の利用があったところであり、事業の趣旨からも一定の保護者の負担軽減に結びつけられたと評価されている。

一方、令和4年度当初予算は19,616千円であったが、支出済額は約7,776千円となっており、当初予算に対する執行率は約39.6%に留まっている。

また、利用回数については、上記委託契約の対象となった児童生徒77人のうち年間の上限である10回を利用した者は22人となっているが、29人は全く利用が無い結果となっている。

利用状況に差がみられるが、これは地域や市町によっては、看護師や送迎事業所が希望どおり即時に確保できないこと、また日程調整に手間がかかることなどが要因とされている。

このため、県教育委員会においては、保護者アンケートの実施などにより、制度利用の支障となる点や改善すべき点などを把握するとともに、令和5年度において利用回数を年間10回から12回に拡充するなど、既に制度の改善も行われているところであるが、保護者アンケートで把握した問題点を踏まえて、実績につなげることが求められる。

については、各市町やその福祉部局、関係事業者との連携を密にし、課題等を解消のうえ、着実に事業を実施し、本来の効果が十分に発揮され、一層の保護者支援につながるよう、取り組まれない。

